



国民年金保険料免除制度
ご存知ですか？
国民年金保険料免除制度

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢年金を受け取ることができない場合や、いざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除される「保険料免除申請」をしてください。（任意加入被保険者は除きます。）所得額だけでなく、失業・生活扶助等が免除該当要件となる場合もあります。

■免除の申請について

【申請手続き】

令和7年度分（令和7年7月～令和8年6月分）の申請は、桂川町役場住民課で受け付けています。

※免除・猶予の申請は、原則毎年度手続きが必要です。

※過去期間については、申請をした月から

2年1カ月前までさかのぼって免除申請が可能です。

【申請に必要なもの】

- マイナンバー（個人番号）確認書類
（マイナンバーカード・個人番号通知書など）
- 本人確認書類
1点確認：マイナンバーカード、運転免許証など
2点確認：年金手帳、健康保険証、預金通帳など
- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など（持っている場合）

◆ 免除制度は、「納めなくても大丈夫」ということではありません ◆



免除制度は、決して「納めなくても大丈夫」ということではなく、将来もらえる年金額は減ってしまいます。免除を受けた期間は、10年以内ならさかのぼって納めることができますので、支払える状況になれば納めていただくことをお勧めします（ただし2年度過ぎると当時の保険料に加算額が付きます）。さかのぼって納付（追納）を希望される方は、直方年金事務所にご連絡ください。

お知らせ



業務時間内の来庁が困難な方へ

マイナンバーカードの時間外申請・受取について

住民課 住民年金係 ☎ 65・3301

業務時間に加え、下記表のとおりマイナンバーカードの時間外申請および受取の手続きを行います。ぜひご利用ください。なお、お越しの際は、免許証などの本人確認書類をご持参ください。

※ご高齢の方、障害のある方、入院・入所・自宅療養中の方など、役場への来庁が困難な場合は、住民課までご連絡ください。

	受付日	受付時間
7月	（木曜日）3日、10日、17日、24日、31日	20時00分まで
	（土曜日）12日	11時30分まで
8月	（木曜日）7日、14日、21日、28日	20時00分まで
	（土曜日）30日	11時30分まで

